

## わが国法規におけるプロとアマの区分の例

	証券取引法	金融先物取引法	投資信託・法人法	商品ファンド法	不動産特定共同事業法
切りわけの対象となる事項	<p>①有価証券の募集又は売出しの内閣総理大臣への届出の適用の要否（当該届出が不用な場合、その旨の相手方への告知）            ②投資者保護基金の補償対象となる一般顧客</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロのみ（一般顧客以外の者）を相手方として店頭金融先物取引を行う者は規制対象外</li> <li>・一般顧客を相手方として店頭金融先物取引を行う業者がプロを相手方として同取引を行う場合、不招請勧誘の禁止、適合性原則等を適用除外</li> </ul>	受益証券の譲渡の書面の交付等（事前承諾により、電子的方法による代替交付）の適用除外	商品投資契約等の成立前の書面の交付等、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項につき不実のことを告げる行為等の禁止の適用除外	不当な勧誘等の禁止、不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付等の適用除外
根拠条文	<p>①法第2条第3項 定義府令第4条            ②法第79条の20第1項 法施行令第18条の5</p>	法第2条第11項	<p>法第2条第14項 証券取引法第2条第3項 証券取引法定義府令第4条</p>	<p>法第46条 業務に関する命令第8条</p>	<p>法第46条の2 施行規則第31条</p>
プロにあたるもの	<p>①（適格機関投資家）            ・証券会社            ・外国証券会社の国内の支店            ・投資信託委託業者            ・投資法人            ・外国証券投資法人            ・銀行            ・保険会社            ・外国保険会社等            ・信用金庫            ・信用金庫連合会            ・労働金庫            ・労働金庫連合会            ・農林中央金庫            ・商工組合中央金庫            ・信用協同組合            ・信用協同組合連合会            ・（一定の要件を満たす）農業協同組合            ・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会            ・認可投資顧問業者            ・郵便貯金資金の管理運用者            ・簡易生命保険資金の管理運用者            ・財政融資資金の管理運用者            ・年金資金運用基金            ・国際協力銀行            ・日本政策投資銀行</p> <p>・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会            ・資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの            ・投資事業有限責任組合            ・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの            ・厚生年金基金連合会            ・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構            ・産業再生機構</p> <p>・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る）            ・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る）            ・保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの</p> <p>〔② ①に加えて、国、地方公共団体、投資者保護基金、日本銀行、預金保険機構等〕</p>	<p>（一般顧客に該当しない者）            ・金融先物取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者（内閣府令で適格機関投資家を定める予定）            ・資本の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社</p>	<p>（適格機関投資家）            ・証券会社            ・外国証券会社の国内の支店            ・投資信託委託業者            ・投資法人            ・外国証券投資法人            ・銀行            ・保険会社            ・外国保険会社等            ・信用金庫            ・信用金庫連合会            ・労働金庫            ・労働金庫連合会            ・農林中央金庫            ・商工組合中央金庫            ・信用協同組合            ・信用協同組合連合会            ・（一定の要件を満たす）農業協同組合            ・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会            ・認可投資顧問業者            ・郵便貯金資金の管理運用者            ・簡易生命保険資金の管理運用者            ・財政融資資金の管理運用者            ・年金資金運用基金            ・国際協力銀行            ・日本政策投資銀行</p> <p>・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会            ・資本金5億円以上のベンチャーキャピタル            ・投資事業有限責任組合            ・（一定の要件を満たす）厚生年金基金            ・厚生年金基金連合会            ・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構            ・産業再生機構</p> <p>・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る）            ・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る）            ・保有有価証券が一定額以上（2年連続して500億円以上）である一般事業法人であつて自ら希望するもの</p>	<p>・証券会社            ・外国証券会社            ・投資信託委託業者            ・投資法人            ・銀行            ・保険会社            ・外国保険会社等            ・信用金庫            ・信用金庫連合会            ・労働金庫            ・労働金庫連合会            ・農林中央金庫            ・商工組合中央金庫            ・信用協同組合            ・信用協同組合連合会            ・（一定の要件を満たす）農業協同組合            ・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会            ・有価証券に係る投資顧問業者</p> <p>・（一定の要件を満たす）漁業協同組合            ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会            ・（一定の要件を満たす）水産加工業協同組合            ・（一定の要件を満たす）水産加工業協同組合連合会</p> <p>・信託会社            ・抵当証券業者            ・商品取引員            ・金融先物取引業者            ・商品投資販売業者            ・商品投資顧問業者</p> <p>・資本金5億円以上の株式会社</p>	<p>・銀行            ・保険会社            ・外国保険会社等            ・信用金庫            ・信用金庫連合会            ・労働金庫連合会            ・農林中央金庫            ・商工組合中央金庫            ・信用協同組合            ・信用協同組合連合会            ・（一定の要件を満たす）農業協同組合            ・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会</p> <p>・信託会社</p> <p>・不動産特定共同事業者</p> <p>・資本金5億円以上の株式会社</p>